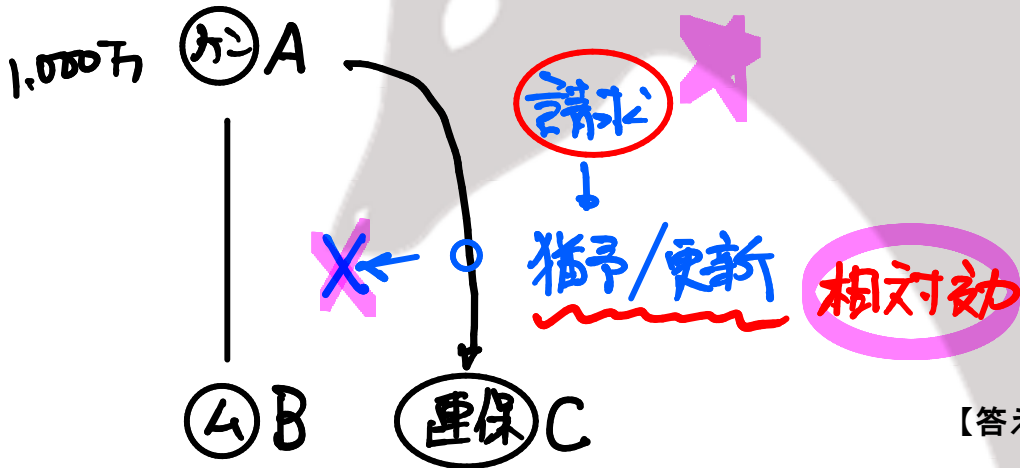


連帯保証 宅建 H10-04-3 <<#751>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに1,000万円を貸し付け、Cが連帯保証人となった。AがCに対して請求の訴えを提起することにより、Bに対する関係で消滅時効の完成猶予及び更新の効力が生ずることはない。



【答え】 正しい

<<ポイント>> 連帯保証人について生じた事由の効力 【★基礎必須】

原則: 相対効	連帯保証人について生じた事由は、主たる債務者に対してその効力を生じない
例外: 絶対効	連帯保証人について生じた弁済(履行)、更改、相殺、混同の効力は、主たる債務者についても、その効力を生じる

⇒ 連帯保証人に対する履行の請求は、相対効であることに注意

47